

## 実技試験（個人資産相談業務）解答

### 【第1問】

#### 問1 正解

|    | ① | ② | ③ | ④ |
|----|---|---|---|---|
| 記号 | ロ | リ | ホ | ル |

- I 「Aさんが現時点（2023年5月28日）において死亡した場合、妻Bさんは遺族基礎年金および遺族厚生年金を受給することができます。遺族基礎年金を受給することができる遺族の範囲は、国民年金の被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級（① 1級または2級）に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。子のある配偶者の遺族基礎年金の年金額（2022年度価額）は、『777,800円＋子の加算額』の算式により算出され、子の加算額は、1子・第2子までは1人につき223,800円、第3子以降は1人につき74,600円となります。仮に、Aさんが現時点（2023年5月28日）で死亡した場合、妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の年金額は、（② 1,225,400）円（2022年度価額）となります。また、妻Bさんは遺族年金生活者支援給付金も受給することができます。その年額は（③ 60,240）円（2022年度価額）となります」
- II 「Aさんが厚生年金保険の被保険者期間中に死亡した場合、遺族厚生年金の年金額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（④ 4分の3）相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が300月に満たないときは、300月とみなして年金額が計算されます」

#### <解説>

- ① 遺族基礎年金の『子』とは、18歳になった年度の3月31日まで、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指す。
- ② 遺族基礎年金の額（2022年度価額）は、子のある配偶者が受け取る場合、『777,800円＋子の加算』の計算式により算出される。子の加算は第1子・第2子までは1人につき223,800円、第3子以降は1人につき74,600円である。  
 $777,800円 + 223,800円 + 223,800円 = 1,225,400円$
- ③ 遺族年金生活者支援給付金は、次の支給要件をすべて満たしている場合、60,240円（月額5,020円）の給付を受けることができる。
- ・遺族基礎年金を受けている
  - ・前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下である
- ④ 遺族厚生年金の年金額は、死亡した者の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額となる。

問2 正解 ① 250,000 (円) ② 289 (月) ③ 457,357 (円)

<解説>

① 遺族厚生年金額は、2003年3月以前の期間分と2003年4月1日以後の期間分をそれぞれ算出し、その合計額の4分の3相当額となる。①に入るのは、2003年3月以前の平均標準報酬月額250,000円である。

② Aさんの厚生年金保険の被保険者期間は、289月（48月＋241月）であり、被保険者期間が300月未満のため300月とみなして年金額を算出する。

$$\begin{aligned} \text{③} \quad & (250,000\text{円} \times \frac{7.125}{1,000} \times 48\text{月} + 380,000\text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times 241\text{月}) \times \frac{300\text{月}}{48\text{月} + 241\text{月}} \times \frac{3}{4} \\ & = 457,357.25 \cdots \approx 457,357\text{円} \end{aligned}$$

問3 正解

|       | ① | ② | ③ |
|-------|---|---|---|
| ○×の判定 | × | × | ○ |

<解説>

① 妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅した場合に、妻Bさんが65歳に達するまでの間、支給されるのは中高齢寡婦加算である。

② 公的年金制度における障害等級1級の障害基礎年金の年金額（2022年度価額）は、『777,800円×1.25＋子の加算額』の算式により算出される。

③ 障害等級3級にかかる障害厚生年金の年金額に配偶者の加給年金額は加算されない。

【第2問】

問4 正解

|       | ① | ② | ③ |
|-------|---|---|---|
| ○×の判定 | × | ○ | ○ |

- ① 日経平均株価は、東京証券取引所プライム市場に上場する約2,000銘柄のうちから、市場流動性（売買の活発さや安定度）の高い225銘柄を選定した修正平均型の株価指標である。
- ② 指値注文では、価格優先と時間優先の原則に従って、売買が成立する。
- ③ X社株式の権利確定日は2023年6月30日（金）であり、権利付最終日である2023年6月28日（水）までに買付を行えば、権利確定日に株主として株主名簿に記載され、次の配当を受け取ることができる。

問5 正解 ① 10.83（倍） ② 2.23（倍）

<解説>

- ① P E Rは株価収益率ともいい、株価が1株当たり当期純利益の何倍になっているかを示している。

$$P E R（株価収益率）＝株価 \div 1株当たり当期純利益^{*}$$

$$X社：1,300円 \div 120円 = 10.833 \cdots \approx 10.83倍$$

$$※ 1株当たり当期純利益＝当期純利益 \div 発行済株式数$$

$$12,000百万円 \div 1億株（100百万株）＝120円$$

- ② P B Rは株価純資産倍率ともいい、株価が1株当たり純資産の何倍になっているかを示している。

$$P B R（株価純資産倍率）＝株価 \div 1株当たり当期純資産^{*}$$

$$Y社：1,200円 \div 537.5円 = 2.232 \cdots \approx 2.23倍$$

$$※ 1株当たり純資産＝純資産 \div 発行済株式数$$

$$43,000百万円 \div 8,000万株（80百万株）＝537.5円$$

## 問6 正解

|       | ① | ② | ③ |
|-------|---|---|---|
| ○×の判定 | ○ | × | × |

### <解説>

- ① ROEは、Y社のほうがX社よりも高い。ROEは自己資本利益率ともいい、企業の自己資本に対する当期純利益の割合を示している。本問では、「純資産の金額と自己資本の金額は同じである」という記述があるため、純資産を用いて算出する。

$$\text{ROE（自己資本利益率）} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$$

$$\text{X社} \quad 12,000 \text{百万円} \div 135,000 \text{百万円} \times 100 = 8.888\cdots \approx 8.89\%$$

$$\text{Y社} \quad 11,000 \text{百万円} \div 43,000 \text{百万円} \times 100 = 25.581\cdots \approx 25.58\%$$

- ② 配当性向は、Y社のほうがX社よりも高い。配当性向は当期純利益に対する配当金の割合を示している。

$$\text{配当性向} = \text{配当金総額} \div \text{当期純利益} \times 100$$

$$\text{X社} \quad 3,000 \text{百万円} \div 12,000 \text{百万円} \times 100 = 25\%$$

$$\text{Y社} \quad 3,200 \text{百万円} \div 11,000 \text{百万円} \times 100 = 29.090\cdots \approx 29.09\%$$

- ③ PERやPBR等が低い銘柄など、企業の業績や財務内容等からみて株価が割安と判断される銘柄に投資する手法は、バリュート投資と呼ばれる。

【第3問】

問7 正解

|    | ① | ② | ③ |
|----|---|---|---|
| 記号 | チ | ニ | イ |

- I 「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（① 65）万円を控除することができます。（① 65）万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高（② 10）万円となります」
- II 「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の（③ 3）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について低価法を選択できることなどが挙げられます」

<解説>

- ① 65万円の青色申告特別控除を受けるためには、取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行う必要がある。
- ② 確定申告書を法定申告期限後に提出した場合には、他の要件を満たしていても最高10万円となる。
- ③ 所得に損失（赤字）の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときは、その損失額を翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができる。

問8 正解

|       | ① | ② | ③ |
|-------|---|---|---|
| ○×の判定 | ○ | × | × |

<解説>

- ① 記述のとおり。
- ② Aさんは配偶者控除の適用を受けることはできない。Aさんの合計所得金額は900万円以下であり、妻Bさんの合計所得金額は48万円以下であるが、妻Bさんは青色事業専従者として、2022年中に100万円の給与を受け取っているため、配偶者控除の適用を受けられない。
- ③ 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいう。母Cさんは70歳以上であり、かつ同居しているため控除額は58万円となる。

問9 正解 ① 4,850,000 (円) ② 480,000 (円) ③ 172,500 (円)

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| (a) 総所得金額               | (① 4,850,000) 円 |
| 社会保険料控除                 | □□□円            |
| 生命保険料控除                 | □□□円            |
| 地震保険料控除                 | □□□円            |
| 扶養控除                    | □□□円            |
| 基礎控除                    | (② 480,000) 円   |
| (b) 所得控除の額の合計額          | □□□円            |
| (c) 課税総所得金額 ((a) - (b)) | 2,700,000円      |
| (d) 算出税額 (c に対する所得税額)   | (③ 172,500) 円   |

<解説>

① 総所得金額 500万円－20万円＋5万円＝485万円

不動産所得の赤字40万円には、土地の負債利子20万円が含まれているため、損益通算できる不動産所得は20万円となる。

総所得金額に算入される一時所得の金額

一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金 560万円

解約返戻金から正味払込保険料を差し引き、特別控除額50万円を控除して一時所得の金額を求める。

一時所得の金額 560万円－500万円－50万円＝10万円

一時所得の金額は、その2分の1を総所得金額に含める。

総所得金額に算入される一時所得の金額：5万円

$$10万円 \times \frac{1}{2} = 5万円$$

② 基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次の金額となる。

| 納税者本人の合計所得金額       | 控除額  |
|--------------------|------|
| 2,400万円以下          | 48万円 |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円 |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 16万円 |
| 2,500万円超           | 0円   |

③ 2,700,000円×10%－97,500円＝172,500円

【第4問】

問10 正解 ① 600 (㎡) ② 2,160 (㎡)

<解説>

① 建蔽率の上限となる建築面積

防火地域に耐火建築物等を建築する際、建蔽率が10%緩和されるが、甲土地の建蔽率は80%であるため、建蔽率の制限はなくなる。

$$600\text{㎡} \times 100\% = 600\text{㎡}$$

② 容積率の上限となる延べ面積

全面道路の幅員は6mであり、12m未満のため前面道路幅員による容積率の制限が適用される。

指定容積率 400%

前面道路幅員による容積率の制限  $6\text{m} \times 6/10 = 360\%$

$\therefore 360\%$

$$600\text{㎡} \times 360\% = 2,160\text{㎡}$$

問11 正解

|       | ① | ② | ③ |
|-------|---|---|---|
| ○×の判定 | × | ○ | × |

<解説>

① Aさんが所有するマンションを自ら建物の管理や入居者の募集、入居者との賃貸借契約を行う場合、宅地建物取引業の免許を取得する必要はない。

② マスターリース契約（特定賃貸借契約）は、建物賃貸借契約であり、借地借家法が適用される。借地借家法では、建物の賃料が土地や建物に対する租税その他の負担の増減や、近傍同種の建物の賃料に比較して不相当となったときは、貸主または借主が相手方に対し、賃料の増減額を請求できるとされており、AさんがX社から経済事情等により賃料の減額請求を受けることはあり得る。

③ NOI利回り（純利回り）は、純収益と不動産価格を基に算出する。純収益は、不動産の賃貸収入などから管理費などの諸経費を差し引いた額であり、不動産投資に伴う諸経費は考慮される。

## 問12 正解

|       | ① | ② | ③ |
|-------|---|---|---|
| ○×の判定 | ○ | × | ○ |

### <解説>

- ① 賃貸不動産にかかる不動産取得税および登録免許税は、不動産所得の金額の計算上、いずれも必要経費に算入することができる。
- ② 賃貸割合が高いと自用地としての価格から控除する割合が高くなるため、貸家建付地としての価額は、賃貸割合が高いほど、低く評価される。  

$$\text{貸家建付地の価額} = \text{自用地としての価額} - \text{自用地としての価額} \times \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合}$$
- ③ 土地に係る固定資産税は、住宅1戸につき200㎡までの部分（小規模住宅用地）について課税標準となるべき価格の6分の1の額となる特例がある。

## 【第5問】

## 問13 正解

|       | ① | ② | ③ |
|-------|---|---|---|
| ○×の判定 | × | ○ | × |

### <解説>

- ① 相続人が自己のために相続があったことを知った日から3ヵ月以内に放棄、または限定承認を行わなかった場合など、単純承認したものとみなされる。
- ② 準確定申告書は、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に申告と納税を行う。
- ③ Aさんの相続人は、妻Bさん、長男Cさん、孫Eさん、孫Fさんの4人であり、非課税限度額は、2,000万円となる。  

$$500\text{万円} \times 4\text{人} = 2,000\text{万円}$$
 死亡退職金3,000万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は1,000万円となる。



問14 正解 ① 5,400 (万円) ② 325 (万円) ③ 3,750 (万円)

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| (a) 相続税の課税価格の合計額   | □□□万円        |
| (b) 遺産に係る基礎控除額     | (① 5,400) 万円 |
| 課税遺産総額 ((a) - (b)) | 2 億円         |
| 相続税の総額の基となる税額      |              |
| 妻Bさん               | 2,300万円      |
| 長男Cさん              | 800万円        |
| 孫Eさん               | 325万円        |
| 孫Fさん               | (② 325) 万円   |
| (c) 相続税の総額         | (③ 3,750) 万円 |

<解説>

- ① 遺産に係る基礎控除額は、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」の算式にて求める。

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 4\text{人} = 5,400\text{万円}$$

- ② 孫Fさんの相続税額を求めるには、課税遺産総額を法定相続分で仮分割を行い、相続税の速算表に当てはめて算出する。

$$\text{妻Bさん} : 2\text{億円} \times \frac{1}{2} = 1\text{億円}$$

$$1\text{億円} \times 30\% - 700\text{万円} = 2,300\text{万円} \quad (1)$$

$$\text{長男Cさん} : 2\text{億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 5,000\text{万円}$$

$$5,000\text{万円} \times 20\% - 200\text{万} = 800\text{万円} \quad (2)$$

$$\text{孫Eさん} : 2\text{億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 2,500\text{万円}$$

$$2,500\text{万円} \times 15\% - 50\text{万} = 325\text{万円} \quad (3)$$

$$\text{孫Fさん} : 2\text{億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 2,500\text{万円}$$

$$2,500\text{万円} \times 15\% - 50\text{万} = 325\text{万円} \quad (4)$$

- ③ 相続税の総額 (1) + (2) + (3) + (4)

$$2,300\text{万円} + 800\text{万円} + 325\text{万円} + 325\text{万円} = 3,750\text{万円}$$

問15 正解

|    | ① | ② | ③ |
|----|---|---|---|
| 記号 | イ | ニ | ホ |

- I 「妻Bさんが『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受ける場合、原則として、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円のいずれか（① **多い**）金額を超えない限り、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」
- II 「孫Eさんおよび孫Fさんは、相続税額の2割加算の対象に（② **なりません**）」
- III 「Aさんに係る相続税の申告書の提出期限は、原則として、2024年（③ **2月26日（月）**）になります。申告書の提出先は、Aさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長です」

<解説>

- ① 『配偶者に対する相続税額の軽減』は、相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円のいずれか多い金額が対象となる。この金額を超えない限り、納付すべき相続税額は算出されない。
- ② 相続税額の2割加算の対象は、被相続人の一親等の血族および配偶者以外の者であるが、代襲相続人となった孫は、2割加算の対象とはならない。
- ③ 相続税の申告は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヵ月以内に行う。2023年4月26日（水）に死亡した場合には2024年2月26日（月）が申告期限になる。なお、この期限が土曜日、日曜日、祝日などに当たるときは、これらの日の翌日が期限となる。